

南部箕蚊屋広域連合告示第11号

令和2年第2回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年5月19日

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和2年6月1日（月） 午前10時30分
2. 場 所 南部町役場 法勝寺庁舎 議場
3. 付議事件
 1. 南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について
 2. 南部箕蚊屋広域連合監査委員の選任について

○開会日に応招した議員

松 田 悦 郎	杉 本 大 介
井 藤 稔	景 山 浩
乾 裕	幸 本 元
細 田 栄	真 壁 容 子
細 田 元 教	秦 伊知郎

○応招しなかった議員

な し

令和2年 第2回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会会議録（第1日）

令和2年6月1日（月曜日）

議事日程

令和2年6月1日 午前10時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事日程の宣告
日程第4 議案第11号 南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について
日程第5 議案第12号 南部箕蚊屋広域連合監査委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事日程の宣告
日程第4 議案第11号 南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について
日程第5 議案第12号 南部箕蚊屋広域連合監査委員の選任について
-

出席議員（10名）

1番 松田悦郎	2番 杉本大介
3番 井藤稔	4番 景山浩
5番 乾裕	6番 幸本元
7番 細田栄	8番 真壁容子
9番 細田元教	10番 秦伊知郎

欠席議員（なし）

欠員（なし）

職務のため出席した者の職氏名

書記長 藤原 宰 書記 三宅 祐志
書記 赤井 遥香

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 陶山 清孝 事務局長 中原 孝訓
事務局次長 湯浅 香緒利 主任 奥田 悠斗

午前10時30分開会

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は10名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和2年第2回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

7番、細田栄君、8番、真壁容子君。

日程第2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第11号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第11号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

連合長からの提案理由の説明を求めます。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。それでは、議案第11号について御説明をいたします。別紙のとおり、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、事務局のほうから説明をさせます。

○議長（秦 伊知郎君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。内容について御説明いたします。

内容としましては、減免の対象とする保険料を、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限または特別徴収対象年金給付の支払い日が設定されている保険料とするものでございます。また、減免の対象者を主たる生計の維持者が重篤な傷病を負うなどした第1号被保険者または主たる生計の維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入の減少が見込まれ、そのいずれかの収入の減少額が前年の当該収入額の10分の3以上であり、減少することが見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である第1号被保険者とするものでございます。施行期日は公布の日から施行し、改正により追加する規定は、令和2年2月1日から適用することとしております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありますか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 2点です。

連合長にお聞きいたします。全協でも一部お聞きしてきたのですが、今回は全額が特別調整交付金の交付対象となるということは、国の基準に準じて条例改正を行ってきました。ただ、国がこんなふうにコロナ問題で減免を全国一律に行ってくる、介護保険だけではなくって、国保、後期高齢もそうですけども、そういう意味でいえば、非常に多くの国民に大変な影響が出てきていると国も判断しているというふうに考えていいと思います。広域連合としても国の基準に関わらず、必要があれば各町村の出ている地方創生臨時交付金等を使いながら、介護保険での生活が苦

しくなった中での負担を軽減していくための策を取る必要が、準備しておく必要があるのではないかとこの点が1点。

2点目は、今回の条例はコロナ関係で出てきたんですけれども、全国的に言われているのが介護保険の施設ですね、保健施設でデイサービスとかの利用状況が減ってきている問題で、自粛で要介護でサービスを受けている方が受けられなくなった状況というのがどんどん報道されてきています。都市部では一部の事業所が閉鎖するというようなことも起こっているということがニュースでも出ているわけです。先ほど全協でお聞きしたら、3月までで前年度と比べても特段の変わりはないというってということが事務局から報告されましたが、4月、5月以降、今後出てくると思います。広域連合としては、連合内のこの利用者の利用状況と施設の経営状況をつかんでおく必要があると思うんですが、そういうことをつかんで報告してほしいと思うのですが、どうでしょうか。今後ね。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。2点御質問いただきました。お答えいたします。

まず、特例交付金については、国の一定のルールの下で行うものですので、当然限界点もあろうと思います。長期的な視野に立って特例交付金を扱っていくということについては、これは連合の一つの目標としてしっかりと対応したいと思いますが、各市町村が臨時交付金を使うと、この用途につきましては各市町村の責任においてやる事項でございますので、そういう御意見があったということは事務局を通じて各市町村に伝えたいと思います。

2点目のデイサービス等高齢者の利用機関の利用者と、それから事業者の問題を御指摘いただきました。確かにちまたの中でそのような話もあります。幸い、鳥取県内まだ3人しか出てないということでありましてけれども、この秋にかけてまたそういうこともあるかもしれません。それから、恐れて行かれないという事態はさらに悪化するものと思いますので、少し時間は要るかもしれませんが、事業者等にアンケート等を使いながら動向を注視したいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

○議員（8番 真壁 容子君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより議案第11号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第11号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第12号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第12号、南部箕蚊屋広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

連合長から提案理由の説明を求めます。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、議案第12号を御説明いたします。南部箕蚊屋広域連合監査委員の選任についてでございます。

令和2年7月1日から南部箕蚊屋広域連合監査委員として下記の者を選任したいので、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。住所は南部町寺内362番地、氏名、仲田和男、生年月日は御覧のとおりでございます。任期は4年ございまして、令和6年6月30日まででございます。

なお、同氏は現在監査委員をさせていただいてございまして、継続して就任をお願いするものでございます。よろしく御審議ください。

○議長（秦 伊知郎君） 原案に対して質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので質疑を終結し、これから討論を行います。

原案に賛成のほか、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第12号、南部箕蚊屋広域連合監査委員の選任についてを採決いたします。

議案第12号は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり同意されました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

よって、第2回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。

これをもちまして令和2年第2回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会を閉会いたします。今日は御苦労さんでした。

午前10時41分閉会
